

株 主 各 位

〒113-0033  
東京都文京区本郷二丁目40番8号  
株式会社スパンクリートコーポレーション  
代表取締役社長 村 山 典 子

## 第60回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第60回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染症の拡大防止と感染リスク回避の観点から、当日のご来場を見合わせていただくとともに、株主総会参考書類をご検討のうえ、以下の方法により書面（郵送）によって事前に議決権を行使いただくようお願い申し上げます。

### 〔書面による議決権行使方法〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月22日（水曜日）午後5時35分までに到着するようご返送ください。

敬 具

### 記

1. 日 時 2022年6月23日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都文京区本郷6丁目16番4号  
フォーレスト本郷 1階会議室  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第60期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
  2. 第60期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

### 決 議 事 項

- 第1号議案 定款の一部変更の件
- 第2号議案 取締役4名選任の件
- 第3号議案 会計監査人選任の件

以 上

新型コロナウイルス感染防止のため、当社役員及び運営スタッフはマスク着用で対応させていただきます。株主総会に来場される株主の皆様には、マスクの着用のご協力をお願いいたします。また、本株主総会会場では、感染予防のための措置を講じますので、あらかじめご了承ください。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大により、本総会会場の変更など総会の運営に大きな変更が生ずる場合及び事業報告、連結計算書類、計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト（アドレス <http://www.spancretecorp.com>）にてお知らせいたします。

## (添付書類)

# 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当社グループは、2021年4月15日付で岩瀬プレキャスト株式会社を設立したことに伴い、当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、前期との比較分析は行っておりません。

当連結会計年度の当社グループの事業環境は、新型コロナウイルスの感染予防により新規契約獲得などの営業活動に制限がかかるうえに、鋼材をはじめとする原材料・燃料価格が急激に高騰するという厳しいものでありました。

このような事業環境の下、スパンクリート事業は、他社製品との価格競争激化による大型案件失注が影響し、売上数量が計画未達成となり営業損失を計上しました。不動産事業は、オフィスビルの3棟の賃料収入により堅実な業績でありました。なお、プレキャストコンクリート事業は、東急建設株式会社との合弁事業会社の設立に係る費用負担があるなか、生産余力のある競合先の安値攻勢への対応により販売価格が低迷し営業損失が拡大しました。その他に、本社費削減の一環として、昨年9月に仙台営業所を事務所閉鎖し、10月に本社オフィスを移転しました。

その結果、売上高2,575百万円、営業損失382百万円、経常損失385百万円となりました。なお、昨年10月に持合株式の一部売却益及び元取締役（現代表取締役）が元代表取締役等に提起した株主代表訴訟の和解が成立したことに伴う受取和解金を合わせ、特別利益に116百万円計上しました。一方、研究開発用に2017年に購入した成型機及びスパンクリート事業に係る固定資産等の減損損失78百万円を特別損失に計上した等のことから、親会社株主に帰属する当期純損失274百万円となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

#### <スパンクリート事業>

当事業は、大型物流倉庫の失注、マンション等住宅事業の着工遅延により売上数量が計画未達成のなか、生産体制の見直しによる固定費削減に努めました。しかしながら、鋼線など原材料、電気・燃料、消耗品等の価格の急激な高騰が始まり、これをコストダウンで吸収すべく全員参加型の歩留まり向上、修繕費削減等に取り組みましたが、当売上高は1,947百万円、営業損失250百万円となりました。

なお、販路拡大を目指し「複雑溝成型パネル」の生産技術開発や「超薄物成型」技術開発などに着手しており、継続して取り組んでまいります。

SDGs推進の一環として、宇都宮工場においては、炭酸ガス排出量削減へのデータ整理、LED化を進めております。また、ゼネコンと共同のグリーンイノベーションプロジェクトに参画の方向で詳細を詰めております。

<不動産事業>

当事業は、賃貸用不動産がほぼ100%の稼働率を維持し、安定した賃料収入を得ております。2020年12月に賃貸用オフィスビル「30山京ビル」を売却し、代替ビルの取得には至っていないことから、売上高は233百万円（前年度比19.4%減）、営業利益111百万円（前年度比4.3%減）と減収減益となりました。

<プレキャスト事業>

当事業は、岩瀬プレキャスト社の創業初年度、生産余力のある競合先の安値攻勢への対応で販売価格は低迷し、予定利益の確保がままならず、また、同社の本格生産の立ち上がりまでのコスト及びプレハブ建築協会の認定取得経費負担もあり、計画未達による営業損失額が増大し、売上高394百万円、営業損失243百万円となりました。

事業別	売上高	受注高
スパンクリート事業	1,947百万円	2,234百万円
不動産事業	233	—
プレキャスト事業	394	557

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施した当社の設備投資の総額は155百万円で、その主なものは次のとおりであります。

当事業年度中に完成した主要設備

スパンクリート事業	宇都宮工場	製造設備の更新
不動産事業		ビル設備の改修及び更新
プレキャスト事業	岩瀬工場	プレキャスト製品製造設備の改修及び更新

③ 資金調達の状況

当事業年度の資金調達は、自己資金及び借入金により賄っており、増資等による資金調達は行っておりません。

当事業年度末日における借入金残高は以下のとおりです。

区分	第60期（当事業年度）
短期借入金	500,000千円
合計	500,000

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 57 期 (2019年 3 月期)	第 58 期 (2020年 3 月期)	第 59 期 (2021年 3 月期)	第 60 期 (当連結会計年度) (2022年 3 月期)
売 上 高(百万円)	—	—	—	2,575
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	—	—	—	△274
1株当たり当期純損失(△)(円)	—	—	—	△35.90
総 資 産(百万円)	—	—	—	7,810
純 資 産(百万円)	—	—	—	6,554
1株当たり純資産(円)	—	—	—	850.13

(注) 第60期より連結計算書類を作成しているため、第59期以前の各数値については記載しておりません。

### ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 57 期 (2019年 3 月期)	第 58 期 (2020年 3 月期)	第 59 期 (2021年 3 月期)	第 60 期 (当事業年度) (2022年 3 月期)
売 上 高(百万円)	4,207	3,109	3,344	2,387
当期純利益又は当期純損失(△)(百万円)	279	36	240	△126
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円)	36.16	4.69	30.80	△16.53
総 資 産(百万円)	8,184	7,729	8,159	7,691
純 資 産(百万円)	6,690	6,495	6,797	6,479
1株当たり純資産額(円)	858.12	833.46	872.48	869.99

(注) 1. 単位百万円の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数から自己株式を控除して算出しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
岩瀬プレキャスト株式会社	400百万円	60.0%	プレキャスト製品の製造・販売

(注) 2021年4月15日に、岩瀬プレキャスト株式会社を設立いたしました。

### (4) 対処すべき課題

セグメント別の課題と取組みは次のとおりであります。

#### <スパンクリート事業>

- ① 原材料並びに輸送費価格の価格上昇に対応した原材料費等の販売価格への転嫁
- ② マンション住宅における受注量の確保、大型倉庫・工場・学校や病院の床材の継続的販売並びに土木製品市場への参入への注力
- ③ 新市場参入推進のための新規顧客開拓、新製品新用途研究開発への注力
- ④ 原材料の値上げに対する仕入れ取引先へのきめ細かな対応
- ⑤ 生産コストダウンへ向けた活動の継続と新規テーマの探索
- ⑥ 新複雑溝成型パネル、超薄物成型技術開発の実成型試験による技術確立と事業化
- ⑦ 受注変動に対する最小限の保有人員での生産対応及び急激な生産数量の増加に備えた協力会社との連携推進
- ⑧ SDGs 推進の一環として、グリーンイノベーション活動の参画、具体的テーマとスケジュールの詳細計画作成及び実現可能なテーマの模索

#### <不動産事業>

- ① 賃貸ビルの新規獲得の検討
- ② 3棟の賃貸ビルの高稼働率の確保

#### <プレキャスト事業>

- ① 生産量に対応した品質管理の徹底及び納期の厳守
- ② 物流費を含めた諸コストの見直し及び生コンの内製化による製造原価等の削減
- ③ 受注・生産量の平準化に向けた、複数の販売先・製品の確保
- ④ H認定取得に向けた超高強度コンクリート生産の検討

なお、当グループは、2021年8月13日、中期経営計画が未達成のなかで3期連続の営業赤字となることから、2018年11月14日に公表しました中期経営計画“SPC plus One 2022【スパンクリート事業基盤の強化と新たな収益基盤の創出】”を取り下げました。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業	主要な事業内容
スパンクリート事業	建設用の床・壁・屋根の材料「スパンクリート」等の製造・販売
不動産事業	不動産の賃貸・管理
プレキャスト事業	プレキャスト製品の製造・販売

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

① 当社

本社	東京都文京区
営業所	宇都宮営業所 (栃木県宇都宮市)
工場	宇都宮工場 (栃木県宇都宮市)

② 子会社

本社・工場	茨城県桜川市
-------	--------

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
スパンクリート事業	75 (15) 名	—
不動産事業	1 (1)	—
プレキャスト事業	16 (4)	—
合計	92 (20)	—

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時従業員数は ( ) 内に年間の平均人員を小数点以下四捨五入外数で記載しております。  
2. 当連結会計年度より企業集団の使用人の状況を作成しておりますので、前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
76 (15) 名	△16 (△8) 名	46.6歳	15.4年

- (注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員数は ( ) 内に年間の平均人員を小数点以下四捨五入外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	300,000千円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	200,000

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 28,824,000株  
(2) 発行済株式の総数 9,332,400株  
(3) 株主数 1,629名  
(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
三 菱 商 事 株 式 会 社	1,187千株	15.95%
日 本 ス パ ン ク リ ー ト 機 械 株 式 会 社	1,094	14.69
村 山 典 子	625	8.39
日 鉄 S G ワ イ ヤ 株 式 会 社	608	8.16
村 山 知 子	473	6.35
市 原 敏 隆	330	4.43
株 式 会 社 紀 文 食 品	201	2.71
楽 天 証 券 株 式 会 社	155	2.09
高 石 文 夫	147	1.98
I N T E R A C T I V E B R O K E R S L L C	113	1.53

（注）持株比率は自己株式（1,884,424株）を控除して計算しております。

## 3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員 の 状況

##### (1) 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	村山典子	
取締役	柳田洋明	技術本部長兼生産本部長(宇都宮工場長)兼新製品開発部長
取締役	井上孝広	営業本部長兼プレキャスト事業担当
取締役	坪井哲明	日本スパンクリート機械株式会社 代表取締役 富士平工業株式会社 代表取締役
取締役	蒲野宏之	蒲野綜合法律事務所 代表弁護士 日本碍子株式会社 社外取締役 株式会社かずさクリーンシステム 社外監査役 ハウス食品グループ本社株式会社 社外取締役(監査等委員) 国際法曹協会(IBA) 理事
常勤監査役	一瀬茂雄	
監査役	鈴木誠	鈴木誠公認会計士・税理士事務所所長 株式会社マックスアカウンティング 代表取締役 株式会社ユニバーサルエンターテインメント 社外監査役 バリューコマース株式会社 社外取締役(監査等委員)
監査役	野澤弘史	アライアンスパートナーズ株式会社 社外監査役

(注) 1. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。

- ① 2021年6月23日開催の第59回定時株主総会終結の時をもって、取締役浮田聡氏、大塚直義氏は任期満了により退任いたしました。
2. 取締役のうち坪井哲明氏及び蒲野宏之氏は、社外取締役であります。
3. 常勤監査役一瀬茂雄氏、監査役鈴木誠氏及び野澤弘史氏は、社外監査役であります。
4. 監査役鈴木誠氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、取締役蒲野宏之氏、常勤監査役一瀬茂雄氏、監査役鈴木誠氏及び野澤弘史氏を東京証券取引所により確保が義務付けられた独立役員として同取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と業務執行を行っていない取締役（坪井哲明氏、蒲野宏之氏）及び各監査役は、会社法第427条その他の法令及び当社定款の定めに従い、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、東京海上日動火災保険株式会社との間で、取締役、監査役、部長、退任役員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。2022年5月に更新し、保険期間は1年間、保険期間中の総支払限度額は5億円であります。

### ①補填の対象となる保険事故の概要

- a. 被保険者である役員が行った行為に起因して当該役員が損害賠償責任を負担することによって被る損害及び会社補償によって会社が被る損害
- b. 会社が発行する有価証券の売買等に起因して会社が損害賠償責任を負担することによって被る損害
- c. その他各種費用等

### ②保険料

保険料は全額会社負担としております。

## (4) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (3)	17,542千円 (8,999)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (3)	18,649 (18,649)
合 計 (うち社外役員)	10 (6)	36,192 (27,649)

(注) 1. 上記には、2021年6月23日開催の第59回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役1名）を含んでおります。

2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 当社の役員報酬等の額については、1988年7月30日開催の臨時株主総会において取締役の報酬限度額は月額200万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬限度額は月額200万円以内と決議いただいております。当該臨時株主総会決議時点の定めに係る役員の員数は取締役9名、監査役2名であります。

4. 監査役の報酬については、上記3. 記載の報酬限度額の範囲内において監査役の協議で決定いたします。

## (5) 取締役の個人別報酬等の内容の決定方針

当社は、2021年6月23日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決議し、併せて指名・報酬委員会に当該方針に基づく取締役の個人別報酬等の内容についての決定を一任することを決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容は次のとおりです。

### ① 基本方針

当社の取締役の報酬は1988年7月30日開催の臨時株主総会において決議された報酬限度額月額20百万円以内（ただし、使用人給与分は含まない）の範囲内で、取締役会で選任された委員で構成する指名・報酬委員会が以下の方針のもと決定する事とする。

### ② 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬額の決定に関する方針

取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じ、報酬水準の妥当性、報酬の役員間格差、報酬総額及び過去の実績、当社の業績及び従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

### ③ 業績連動報酬等の算定方法の決定に関する方針

取締役の業績連動報酬等については過去の実績及び当社の業績を考慮しながら、基本報酬と併せ報酬限度額月額20百万円以内（ただし、使用人給与分は含まない）の範囲内で当該年度に業績連動報酬を導入するか否かも含め算定方法を決定するものとする。

### ④ 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の個人別の報酬は全額金銭報酬とする。

### ⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

取締役の個人別の報酬額については、取締役会で選任された社外取締役2名と代表取締役1名で構成する指名・報酬委員会が個人別報酬を決定する事とする。

## (6) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役坪井哲明氏は、日本スパンクリート機械株式会社の代表取締役及び富士平工業株式会社の代表取締役であります。日本スパンクリート機械株式会社は、当社の大株主（持株比率14.69%）であるとともに、商標ライセンス契約及び部品に関する取引関係があります。なお、富士平工業株式会社と当社との間には特別の関係はありません。

- ・取締役蒲野宏之氏は、蒲野綜合法律事務所の代表弁護士であります。また、日本碍子株式会社の社外取締役、株式会社かずさクリーンシステムの社外監査役及びハウス食品グループ本社株式会社の社外取締役（監査等委員）であり、国際法曹協会（I B A）の理事であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役鈴木誠氏は、鈴木誠公認会計士・税理士事務所の所長及び株式会社マックスアカウンティングの代表取締役、株式会社ユニバーサルエンターテインメントの社外監査役及びバリューコマース株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役野澤弘史氏は、アライアンスパートナーズ株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

	主  な  活  動  内  容
取締役 坪井 哲明	当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 取締役会の任意の諮問委員会である指名・報酬委員会3回全てに出席し、審議等に必要な発言を適宜おこなっております。
取締役 蒲野 宏之	当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 取締役会の任意の諮問委員会である指名・報酬委員会3回全てに出席し、審議等に必要な発言を適宜おこなっております。
監査役 一瀬 茂雄	当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会15回全てに出席いたしました。C I A（公認内部監査人）またC I S A（公認情報システム監査人）としての専門的見地から、取締役会及び監査役会において、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役 鈴木 誠	当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会15回全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会において、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役 野澤 弘史	当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会15回全てに出席いたしました。企業人としての経験豊富な見地から、取締役会及び監査役会において、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 35,500千円  
② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 35,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

#### 2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項及び第2項の同意を行っております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約は締結しておりません。

### (5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

該当事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制の内容の概要及びその運用状況

取締役会は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社及び子会社の業務の適正を確保するための体制について、内部統制システムの整備に関する基本方針を次のとおり定め、この基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を絶えず評価し、必要な改善措置を講ずるほか、この基本方針についても、経営環境の変化に対応して絶えず見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備・運用に努めます。

### (1) 取締役及び使用人の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び従業員が法令及び定款を遵守し、企業理念、企業行動指針に基づいた事業活動を行う企業風土を確立するため、「コンプライアンス規程」をはじめ関連諸規程を定める。
- ② 内部監査室は、法令、定款及び社内規程の遵守体制の有効性について内部監査を行い、問題点の指摘及び改善策の提案等を行う。
- ③ 内部及び社外に通報先を設けており、法令違反行為等に関する従業員からの通報に対しては、速やかに適切な処置をとり、違反行為の早期発見と是正を図る。
- ④ 反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係を持たない。反社会的勢力からの不当要求に対しては、「企業倫理規範」に則り、毅然とした対応をとる。

### 【上記体制の運用状況】

当社では、「企業理念」、「企業行動指針」、「企業倫理規範」、「コンプライアンス規程」、「内部通報規程」等社内規程を社内電子掲示板に掲載し、社員が何時でも閲覧できるようにしています。

内部監査室は内部監査スケジュール及び突発事項に対応すべく内部監査を実施し、定款及び社内規程の遵守体制が有効であるかチェックしています。

社員から通報を受けた場合には、速やかに適切な処理をとり、違反行為の早期発見と是正処置を実施します。

当社では、反社会的勢力の排除を全役職員に徹底しており、個別の事業活動においても、新規取引の際、反社会的勢力排除のための取引先チェックを実施しています。また、新規取引契約締結若しくは取引更新契約締結の際には、反社会的勢力排除の条項を必要に応じて必ず加えるようにしています。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報は、文書化（電磁的記録を含む）のうえ、経営判断等に用いた関連書類とともに、「文書管理規程」及び「内部情報管理規程」に基づき適切に保存、管理する。
- ② 事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書（株主総会議事録、取締役会議事録）については、取締役及び監査役が常時閲覧できるよう保存、管理する。
- ③ 情報セキュリティについては、「企業倫理規範」及び「内部情報管理規程」に基づきセキュリティの確保を図るとともに、継続的にその改善を図る。

【上記体制の運用状況】

当社では、意思決定過程が適切に検証できるよう、株主総会議事録、取締役会議事録等の重要な会議体の議事録を速やかに作成し、適切に保管しています。

また、情報セキュリティについては、「企業倫理規範」及び「内部情報管理規程」に基づきセキュリティの確保を図るとともに、取扱者を限定するなど、より厳密な管理を実施しています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役及び各本部長は、法令遵守、事故、防災、安全衛生、品質管理、情報管理等の想定し得る業務上のリスクに関するリスクマネジメント活動を行う。
- ② 当社はリスクマネジメントの整備の為に、リスクマネジメント委員長を任命している。リスクマネジメント委員長は、各本部長で構成された「リスクマネジメント委員会」を開催し、各本部のリスクマネジメント活動の進捗状況の把握と評価を行うとともに、重要事項については「取締役会」に報告する。
- ③ 経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生又は発生するおそれが生じた場合には、社長を本部長とする「危機管理本部」を設置し、迅速に対応する。

【上記体制の運用状況】

権限分掌制度及び稟議制度を適切に運用し、管理本部は、営業本部、生産本部及び技術本部の意思決定を監視、支援することにより、事業活動によるリスクの管理を徹底しています。また、取引先への与信限度額、発注限度額等の事前設定、管理本部のモニタリングにより、信用リスクと発注リスクの定量的リスクを管理しています。

リスクマネジメント委員会の活動により、各本部のリスクの洗い出しと評価を行い、重要度の高いリスクについて対応策を検討し、その対応策の進捗状況を定期的にフォローして取締役会に報告しています。

新型コロナウイルス対応として、社長を本部長とする「新型コロナウイルス危機管理本部」を立ち上げ、感染防止に対する実効性のある対応策を実施しています。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 組織規程、業務分掌規程等により、効率的な職務執行を確保するための分権を行う。
- ② 取締役会は、原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
- ③ 取締役会より委任を受けた、本部長及び社長室長で構成する常務会を原則月2回開催し、重要事項の事前協議等により、取締役会の職務執行の効率性を確保する。
- ④ 取締役、本部長及び社長室長は、職務執行状況を少なくとも3カ月に一度取締役会に報告する。

【上記体制の運用状況】

当社では、営業本部、生産本部、技術本部と管理本部の連携により、稟議制度を円滑に運用しています。また、常務会で充実した審議を行うことにより、経営執行の適正かつ効率的な意思決定を実現しています。

取締役会開催に当たっては、管理部にて、会社法及び社内規程に基づく付議・報告案件の選別を行い、取締役会による取締役の職務執行の監督が適切かつ効率的に行われることを担保しています。

また、社長専決事項と常務会審議事項について毎月取締役会に報告しています。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及び子会社は、当社が定める「関係会社管理規程」に基づき事業戦略を共有化し一体経営を行うとともに、当社と子会社間の、内部統制・リスクマネジメントに関する情報の共有化並びに施策の共通化を図る。
- ② 当社の監査役及び内部監査室は、当社及び子会社の業務監査を行い、当社の代表取締役及び子会社の代表取締役に対し、内部統制システムの機能状況を報告し、必要に応じ改善を求める。

【上記体制の運用状況】

子会社社長が親会社取締役会に対して定期的な職務執行報告を行っています。  
また、監査役と内部監査室が協力し、子会社の業務監査を行っています。

(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 当社及び子会社の財務報告については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法律に基づき、評価、維持、改善を行う。
- ② 当社の各部及び子会社は、自らの業務の遂行に当たり、業務分掌による牽制、日常的モニタリングを実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

【上記体制の運用状況】

当社及び子会社では、財務報告における主要な業務の「業務記述書」及び「リスクコントロールマトリックス」を業務の変更に伴い毎年見直し、本部長及び子会社の社長による重要リスクとキーコントロールの承認を得て、その運用テストを実施するとともに、日常的モニタリングも実施しております。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役の職務を補助すべき従業員は、必要に応じてその人員を確保する。
- ② 当該従業員は、監査役の指揮命令に基づき業務を行う。
- ③ 当該従業員の人事異動、評価等については、監査役の意見を尊重し対処する。

【上記体制の運用状況】

当社では、監査役付として使用人1名を配置し、監査役の職務の補助に当たらせています。  
また、当該従業員の評価については、監査役の意見を尊重して対処しています。

(8) 取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制及びその報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者は、監査役の求めに応じて、その職場の執行状況その他に関する報告を行う。
- ② 前項の者は、業務執行等に関する重要事項を遅滞なく監査役に報告する。
- ③ 当社は、監査役へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の全役職員に周知徹底する。

- ④ 監査役は、取締役会、常務会のほか、重要な会議に出席することができる。
- ⑤ 当社及び子会社の重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。

**【上記体制の運用状況】**

当社の監査役は、取締役、本部長及び社長室長との面談、常務会、生販会議、品質管理委員会、生産改善委員会等の重要な会議への出席及び主要な稟議書や報告書等の重要書類の回付等を通じて、業務の執行状況を把握しております。また「内部通報規程」においては、常勤監査役を内部通報窓口の一つに定め、併せて内部通報者に対して不利益な扱いを行わない旨を定めております。

- (9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は措置の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

**【上記体制の運用状況】**

当社では、監査役の職務執行のために必要な予算を確保するとともに、監査役がその職務執行のために要した費用は、月次で立替精算しております。

- (10) その他監査役の監査が、実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役、会計監査人及び内部監査室長は、定期的又は必要に応じて監査役と意見交換を行い、監査役監査の実効性確保に努める。

**【上記体制の運用状況】**

当社の常勤監査役は、代表取締役と適宜意見交換を行い、問題認識の共有を図っています。会計監査人とは、四半期毎の会計監査終了後の監査役会等で意見を交換し、相互の監査品質の向上に努めています。内部監査室長は、常勤監査役と随時意見交換を行うとともに、内部監査の結果について監査役会に定期的に報告しています。

- (11) 内部統制の変更・追加に関する体制

内部統制に変更、追加等が発生した場合は、別に定める内規に基づき遅滞なく手続きを行う。

**【上記体制の運用状況】**

当社では、内部統制に変更、追加等が発生した場合には、「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき、遅滞なく手続きを行っています。

## 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,709,700	流動負債	827,654
現金及び預金	2,562,237	買掛金	67,547
受取手形	58,224	工事未払金	45,935
売掛金	771,484	短期借入金	500,000
完成工事未収入金	18,537	リース債務	1,846
商品及び製品	87,714	未払法人税等	4,503
仕掛品	14,185	未成工事受入金	39,050
未成工事支出金	32,569	賞与引当金	22,975
原材料及び貯蔵品	49,525	受注損失引当金	16,971
その他	115,220	その他	128,824
固定資産	4,100,944	固定負債	428,821
有形固定資産	3,866,210	リース債務	5,693
建物及び構築物	1,018,364	長期預り敷金	167,905
機械装置及び運搬具	121,319	繰延税金負債	50,439
土地	2,680,164	再評価に係る繰延税金負債	204,782
その他	46,360	負債合計	1,256,475
無形固定資産	7,755	(純資産の部)	
ソフトウェア	7,737	株主資本	5,937,022
その他	18	資本金	3,295,906
投資その他の資産	226,979	資本剰余金	3,010,369
投資有価証券	196,023	利益剰余金	82,087
長期前払費用	8,464	自己株式	△451,339
差入保証金	9,414	その他の包括利益累計額	394,753
その他	13,076	その他有価証券評価差額金	105,036
資産合計	7,810,645	土地再評価差額金	289,717
		非支配株主持分	222,394
		純資産合計	6,554,170
		負債純資産合計	7,810,645

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	2,575,678
売上原価	2,418,313
売上総利益	157,365
販売費及び一般管理費	540,003
営業外収益	382,638
受取利息	21
受取配当金	4,758
仕入割引	1,415
その他	2,026
営業外費用	8,222
支払利息	3,041
創り出し解約損	4,162
リースの解約損	2,167
その他	1,296
経常損失	385,084
特別利益	78,635
投資有価証券売却益	38,000
特別損失	116,635
減損損失	78,279
本社移転費用	19,565
その他	2,477
税金等調整前当期純損失	368,770
法人税、住民税及び事業税	3,785
法人税等調整額	△796
当期純損失	371,759
非支配株主に帰属する当期純損失	97,606
親会社株主に帰属する当期純損失	274,153

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	3,295,906	3,010,369	418,572	△353,108	6,371,738
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△62,331		△62,331
親会社株主に帰属する当期純損失			△274,153		△274,153
自己株式の取得				△98,231	△98,231
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	－	－	△336,484	△98,231	△434,715
当連結会計年度末残高	3,295,906	3,010,369	82,087	△451,339	5,937,022

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	その他の包括 利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	136,366	289,717	426,084	－	6,797,823
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当					△62,331
親会社株主に帰属する当期純損失					△274,153
自己株式の取得					△98,231
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)	△31,330	－	△31,330	222,394	191,063
当連結会計年度変動額合計	△31,330	－	△31,330	222,394	△243,652
当連結会計年度末残高	105,036	289,717	394,753	222,394	6,554,170

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1社
- ・主要な連結子会社の名称 岩瀬プレキャスト株式会社

当該連結子会社は、2021年4月15日付で新たに設立したことに伴い、2021年4月より連結子会社になりました。

#### 2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度は、連結会計年度と一致しております。

#### 3. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

###### ② 棚卸資産

- ・製品、原材料、仕掛品 総平均法による原価法
- ・未成工事支出金 個別法による原価法
- ・貯蔵品 最終仕入原価法による原価法

（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

## (2) 固定資産の減価償却の方法

### ① 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	10年～38年
機械装置及び運搬具	7年～12年

### ② 無形固定資産

- ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
- ・その他の無形固定資産 定額法によっております。

### ③ リース資産

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## (3) 重要な引当金の計上基準

### ① 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

### ② 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

## (4) 収益及び費用の計上基準

「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)の範囲に含まれるリース取引に係る収益(注:オペレーティング・リースに係る収益は賃貸借処理によって収益認識しております。)を除き、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。当社グループの主要な事業における主な履行義務及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

### ① スパンクリート事業

#### イ. スパンクリートの製造及び販売

顧客の指定する仕様に合うスパンクリートを製造し、販売する事業であり、当該製品の引き渡しを行う義務を負っております。

当該履行義務は製品が引き渡される一時点で充足され収益を認識するべきであります。ただし、本取引において顧客の指定する納入場所はすべて国内であり、出荷から納品までの期間は2～3日間(出

荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間)であることから、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時点において収益を計上しております。なお、売上高は、顧客との契約において約束された対価から取引金額に応じた売上手数料を控除した金額で測定しております。

ロ. 据付施工を伴うスパンクリートの製造及び販売

顧客の指定する仕様に合うスパンクリートを製造し、納入先での据付工事を請負う事業であり、当該製品の製造及び据付工事を行う義務を負っております。

当該履行義務は一定の期間にわたり充足される履行義務であり、工事の進捗度に基づき収益を計上しております。なお、進捗度の測定は、発生原価に基づくインプット法によっております。

ただし、期間がごく短い工事については、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

②不動産事業

保有不動産の賃貸（オペレーティングリース）事業であり、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）の範囲に含まれるリース取引として、賃貸借処理により収益を認識しております。

③プレキャスト事業

プレキャストの製造及び販売

顧客の指定する仕様に合うプレキャストを製造・販売する事業であり、当該製品の引き渡しを行う義務を負っております。

当該履行義務は製品が引き渡される一時点で充足され収益を認識するべきであります。ただし、本取引において顧客の指定する納入場所はすべて国内であり、出荷から納品までの期間は2～3日間（出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間）であることから、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時点において収益を計上しております。

#### (5) 会計基準の適用

当連結会計期間より、以下の会計基準を適用しております。

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)
- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

### 会計上の見積りに関する注記

#### 1. 受注損失引当金

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

受注損失引当金	16,971千円
---------	----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループにおいて、顧客からの注文に基づく製造販売案件のうち、当該受注契約の履行に伴い、翌連結会計年度以降損失の発生が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについては、将来の損失に備えるため翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額を受注損失引当金として計上しております。受注損失引当金の算定における重要な見積りは、製造から出荷までの製造原価の総額であり、製造販売のために必要となる作業の内容、工数等想定されている事象の発生可能性の程度を加味した個別のリスク評価に基づいて見積もっております。

当該製造原価の総額の見積りの前提条件の想定外の変更等により追加の引当や戻入が発生する可能性があります。翌連結会計年度に係る連結計算書類に計上する金額に影響を与える可能性があります。

## 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 3,569,030千円
2. 土地再評価法に基づく土地の再評価  
「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。  
再評価の方法  
「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額による算出  
再評価を行った年月日 2002年3月31日  
再評価を行った土地の期末  
における時価と再評価後の  
帳簿価額との差額 67,898千円
3. 完成工事未収入金のうち、契約資産の金額 18,537千円
4. 損失が見込まれる製造販売契約に係る棚卸資産と受注損失引当金は、相殺表示しております。相殺した棚卸資産に対応する受注損失引当金の額は、下記のとおりであります。  
商品及び製品に係るもの 23,108千円

## 連結損益計算書に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益  
売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。
2. 受取和解金  
当社個人株主1名（訴訟提起時当社元取締役、現代表取締役社長）から当社元取締役（2名）に対し、損害賠償を請求する株主代表訴訟がそれぞれ提起され、当社は2017年7月6日付及び2018年6月8日付でそれぞれ訴訟告知を受けておりましたが、両訴訟はその後併合審理され、この度、当社が利害関係人として本訴訟に参加する形で、2021年10月5日付で和解が成立いたしました。これに伴い、当社が受け取る和解金から当社が原告に対して支払う弁護士費用相当額を差し引いた残額38,000千円を特別利益に受取和解金として計上しております。

### 3. 減損損失

当社グループは、当連結会計年度において、以下の資産について減損損失を計上しました。

場所	用途	減損損失	
		種類	金額 (千円)
本社（東京都文京区）	スパンクリート事業	その他	8,603
宇都宮工場 (栃木県宇都宮市)	スパンクリート事業	建物及び構築物	34,818
		機械装置及び運搬具	5,194
		その他	1,055
	研究開発	機械装置及び運搬具	28,606
合計			78,279

当社グループは、原則として事業用資産については事業部門を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

上記の事業用資産については、継続的に営業損失を計上していることから、将来の回収可能性を検討した結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額については、不動産鑑定評価額を基準とした正味売却価額により測定しております。

研究開発資産については、様々な事業環境変化を踏まえて、研究開発計画の見直しを行った結果、回収可能性は乏しいと判断したことから、帳簿価額を減損損失として認識し、特別損失に計上しております。

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度末期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	9,332千株	－千株	－千株	9,332千株

### 2. 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度末期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	1,541千株	343千株	－千株	1,884千株

(注) 自己株式の増加は、2019年2月15日に払込しました従業員に対して付与した譲渡制限付株式としての自己株式について、当期中に退職した従業員からの契約に基づく退職に伴う返戻分3,509株及び2021年10月15日に実施いたしました自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式取得分339,900株であります。

### 3. 剰余金の配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月23日 定時株主総会	普通株式	62,331	8	2021年3月31日	2021年6月24日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの当該事項はありません。

### 4. 新株予約権に関する事項

当該事項はありません。

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。

一時的な余資は主に安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程等に従い、営業債権について、営業本部及び管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

##### ②市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

##### ③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、月次決算の資料に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

#### (5) 信用リスクの集中

当連結会計年度の末日現在における営業債権のうち87.0%が、特定の大口顧客である三菱商事建材㈱に対するものであります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
投資有価証券	196,023	196,023	—
資産計	196,023	196,023	—

(注) 1. 現金は注記を省略しており、預金、売掛金、短期借入金は、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

### (1)時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	193,479	—	—	193,479
其他	—	2,544	—	2,544
資産計	193,479	2,544	—	196,023

(2)時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債  
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明  
投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

投資信託は相場価格を用いて評価しております。投資信託は市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

### 賃貸等不動産に関する注記

#### 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは、東京都その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸用のオフィスビル（土地を含む）や賃貸駐車場等を有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は111,156千円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価、販売費及び一般管理費に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表上額、期中増減額及び時価は、下記のとおりであります。

（単位：千円）

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度 末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
2,525,668	△12,485	2,513,183	2,990,315

- （注）1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は固定資産の取得等（28,174千円）であり、主な減少額は売却による減少額（353千円）減価償却費（40,305千円）であります。
3. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については「固定資産税評価額」に基づいたみなし時価による金額であります。ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

## 収益認識に関する注記

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	спанクリート 事業	不動産事業	プレキャスト 事業	合計
売上高				
一時点で移転される財	1,664,069	—	394,558	2,058,628
一定の期間にわたり移転される財	283,644	—	—	283,644
顧客との契約から生じる収益	1,947,714	—	394,558	2,342,272
その他の収益	—	233,405	—	233,405
外部顧客への売上高	1,947,714	233,405	394,558	2,575,678

(注) その他の収益は、リース取引に関する会計基準に基づく不動産の賃貸収入等であります。

### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「3. 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### (1) 契約資産及び契約負債の残高等

当連結会計年度における顧客との契約から生じる債権、契約資産及び契約負債の期末残高は下記のとおりであります。なお、連結貸借対照表上、顧客との契約から生じる債権は「受取手形」、「売掛金」に、契約資産は「完成工事未収入金」に、契約負債は「未成工事未収入金」に含めております。

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	991,708
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	829,708
契約資産 (期首残高)	30,847
契約資産 (期末残高)	18,537
契約負債 (期首残高)	4,261
契約負債 (期末負債)	39,050

契約資産は、顧客との据付工事を伴うスパンクリートの製造販売契約について、期末時点で完了しているが未請求のスパンクリート製品の製造販売及び据付工事に係る対価に対する当社グループの権利に関するものであります。また、対価に対する当社グループの権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に、工事の進捗度により収益を認識する据付工事を伴うスパンクリートの製造販売契約において識別した将来において財又はサービスを移転する履行義務に関するものであります。また、収益の認識に伴い取り崩されます。

(2) 残存する履行義務に配分された取引価格

当社グループにおいては、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年を超える契約がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

## 1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	850円13銭
2. 1株当たり当期純損失	35円90銭

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部	負 債 の 部
<b>流 動 資 産</b>	<b>流 動 負 債</b>
3,336,510	778,401
現金及び預金	買掛金
2,313,902	46,919
受取手形	工事未払金
43,254	45,935
売掛金	短期借入金
750,862	500,000
完成工事未収入金	リース債務
18,537	1,846
商品及び製品	未払金
57,182	38,003
仕掛品	未払費用
2,374	61,475
原材料及び貯蔵品	未成工事受入金
45,453	39,050
その他	賞与引当金
104,943	22,400
<b>固 定 資 産</b>	その他
4,355,347	22,770
<b>有形固定資産</b>	<b>固 定 負 債</b>
3,640,974	433,795
建物	リース債務
884,168	5,693
構築物	長期預り敷金
23,502	172,879
機械及び装置	繰延税金負債
37,723	50,439
工具、器具及び備品	再評価に係る繰延税金負債
15,414	204,782
土地	<b>負 債 合 計</b>
2,680,164	1,212,197
その他	<b>純 資 産 の 部</b>
0	<b>株 主 資 本</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	資 本 金
7,669	6,084,906
ソフトウェア	資 本 剰 余 金
7,651	3,295,906
電話加入権	資 本 準 備 金
18	3,010,369
<b>投資その他の資産</b>	資 本 剰 余 金
706,702	1,061,313
投資有価証券	そ の 他 資 本 剰 余 金
196,023	1,949,055
関係会社株式	<b>利 益 剰 余 金</b>
480,000	229,971
その他	そ の 他 利 益 剰 余 金
30,678	229,971
<b>資 産 合 計</b>	買換資産圧縮積立金
7,691,857	44,976
	繰越利益剰余金
	184,994
	<b>自 己 株 式</b>
	△451,339
	<b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>
	394,753
	その他有価証券評価差額金
	105,036
	土地再評価差額金
	289,717
	<b>純 資 産 合 計</b>
	6,479,660
	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>
	7,691,857

# 損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	2,387,274
売上原価	2,055,653
売上総利益	331,621
販売費及び一般管理費	503,323
営業損失	171,702
営業外収益	23,941
受取利息	21
受取配当金	4,758
仕入割引	1,415
経営指導料	15,530
雑収入	2,215
営業外費用	6,505
支払利息	3,041
リース解約損失	2,167
雑損失	1,296
経常損失	154,266
特別利益	128,881
投資有価証券売却益	78,635
受取和解金	38,000
固定資産売却益	12,245
特別損失	98,198
減損損失	78,279
本社移転費用	19,565
その他	353
税引前当期純損失	123,583
法人税、住民税及び事業税	3,482
法人税等調整額	△796
当期純損失	126,269

# 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			利益剰余金合計		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰余金		繰越利益剰余金			
				買換資産圧縮 積立金						
2021年4月1日 残高	3,295,906	1,061,313	1,949,055	3,010,369	46,781	371,790	418,572	△353,108	6,371,738	
事業年度中の変動額										
剰余金の配当						△62,331	△62,331		△62,331	
当期純損失						△126,269	△126,269		△126,269	
自己株式の取得								△98,231	△98,231	
買換資産圧縮 積立金の取崩					△1,804	1,804	－		－	
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	△1,804	△186,796	△188,600	△98,231	△286,831	
2022年3月31日 残高	3,295,906	1,061,313	1,949,055	3,010,369	44,976	184,994	229,971	△451,339	6,084,906	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	土 地 再 評 価 差 額 金	評価・換算差額等合計	
2021年4月1日 残高	136,366	289,717	426,084	6,797,823
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△62,331
当期純損失				△126,269
自己株式の取得				△98,231
買換資産圧縮 積立金の取崩				－
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	△31,330	－	△31,330	△31,330
事業年度中の変動額合計	△31,330	－	△31,330	△318,162
2022年3月31日 残高	105,036	289,717	394,753	6,479,660

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・製品・原材料・仕掛品

総平均法による原価法

・未成工事支出金

個別法による原価法

・貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

（リース資産を除く）

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年～38年
構築物	10年～15年
機械及び装置	7年～12年
工具器具及び備品	4年～5年

(2) 無形固定資産

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### 3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）の範囲に含まれるリース取引に係る収益（注：オペレーティング・リースに係る収益は賃貸借処理によって収益認識しております。）を除き、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。主要な事業における主な履行義務及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

##### (1) スパンクリート事業

###### ① スパンクリートの製造及び販売

顧客の指定する仕様に合うスパンクリートを製造し、販売する事業であり、当該製品の引き渡しを行う義務を負っております。

当該履行義務は製品が引き渡される一時点で充足され収益を認識するべきであります。ただし、本取引において顧客の指定する納入場所はすべて国内であり、出荷から納品までの期間は2～3日間（出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間）であることから、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時点において収益を計上しております。なお、売上高は、顧客との契約において約束された対価から取引金額に応じた売上手数料を控除した金額で測定しております。

###### ② 据付施工を伴うスパンクリートの製造及び販売

顧客の指定する仕様に合うスパンクリートを製造し、納入先での据付工事を請負う事業であり、当該製品の製造及び据付工事を行う義務を負っております。

当該履行義務は一定の期間にわたり充足される履行義務であり、工事の進捗度に基づき収益を計上しております。なお、進捗度の測定は、発生原価に基づくインプット法によるしております。

ただし、期間がごく短い工事については、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

##### (2) 不動産事業

保有不動産の賃貸（オペレーティングリース）事業であり、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）の範囲に含まれるリース取引として、賃貸借処理により収益を認識しております。

##### (3) プレキャスト事業

###### プレキャストの製造及び販売

顧客の指定する仕様に合うプレキャストを製造・販売する事業であり、当該製品の引き渡しを行う義務を負っております。

当該履行義務は製品が引き渡される一時点で充足され収益を認識するべきであります。ただし、本取引において顧客の指定する納入場所はすべて国内であり、出荷から納品までの期間は2～3日間（出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間）であることから、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時点において収益を計上しております。

## 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号)の範囲に含まれるリース取引に係る収益(注:オペレーティング・リースに係る収益は賃貸借処理によって収益認識しております。)を除き、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を当事業年度の期首より適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、従来は販売費及び一般管理費に計上しておりました販売手数料の一部を売上高から控除しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の損益計算書は、売上高は、23,941千円減少し、販売費及び一般管理費は、23,941千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

(時価算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19号及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。

これによる、当期計算書類に与える影響はありません。

## 表示方法の変更に関する注記

貸借対照表関係

前事業年度において、独立掲記しておりました「有形固定資産」の「車両運搬具」(当事業年度0千円)、「リース資産」(当事業年度0千円)は、明瞭性を高める観点から表示の方法の見直しを行い、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において、「流動負債」の「その他」に含めていた、「未成工事受入金」(前事業年度4,261千円)は、金額の重要性が増したため、当事業年度より「未成工事受入金」(当事業年度39,050千円)として表示しております。

## 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 3,539,603千円
2. 土地再評価法に基づく土地の再評価  
「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。  
再評価の方法  
「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額による算出  
再評価を行った年月日 2002年3月31日  
再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 67,898千円
3. 関係会社に対する金銭債権、債務
  - (1) 短期金銭債権 18,812千円
  - (2) 短期金銭債務 2,735千円
  - (3) 長期金銭債務 4,974千円

## 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高
  - (1) 営業取引による取引高
    - ・売上高 26,342千円
    - ・仕入高 119,043千円
    - ・販売費及び一般管理費 581千円
  - (2) 営業取引以外の取引高
    - ・業務受託 15,772千円
    - ・資産譲渡 245,959千円
2. 受取和解金  
当社個人株主1名（訴訟提起時当社元取締役、現代表取締役社長）から当社元取締役（2名）に対し、損害賠償を請求する株主代表訴訟がそれぞれ提起され、当社は2017年7月6日付及び2018年6月8日付でそれぞれ訴訟告知を受けておりましたが、両訴訟はその後併合審理され、この度、当社が利害関係人として本訴訟に参加する形で、2021年10月5日付で和解が成立いたしました。これに伴い、当社が受け取る和解金から当社が原告に対して支払う弁護士費用相当額を差し引いた残額38,000千円を特別利益に受取和解金として計上しております。

## 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,541千株	343千株	一千株	1,884千株

(注) 自己株式の増加は、2019年2月15日に払込しました従業員に対して付与した譲渡制限付株式としての自己株式について、当期中に退職した従業員からの契約に基づく退職に伴う返戻分3,509株及び2021年10月15日に実施いたしました自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式取得分339,900株であります。

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
未払事業税	2,907
賞与引当金	6,858
投資有価証券評価損	10,939
土地評価損	5,522
減損損失	505,576
税務上の繰越欠損金	137,055
その他	11,766
繰延税金資産小計	680,626
税務上の繰越欠損金にかかる評価性引当額	△137,055
将来減算一時差異等の合計にかかる評価性引当額	△543,571
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△30,589
買換資産圧縮積立金	△19,849
繰延税金負債合計	△50,439
繰延税金資産（負債）の純額	△50,439

## 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 法人主要株主等

属性	会社等の名称	資本金は 又出資金 (千円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
					役員 兼任等	事業 上の 関係				
主要株主 (法人)	日本スパ ンク リ ー ト 機 械 (株)	10,000	生産設備の 購入・販 売、商標 権の管 理等	被所有 直接 14.6%	あり	当社部 品の販 売及 び購 入並 びに 商標 権使 用料 の支 払	部品の購 入	2,159	—	—
							商標権使 用料の支 払	10,171	未収入金	2,011

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 商標権使用料の支払については、一般の取引条件と同様に決定しております。
2. 上記の金額のうち取引金額は消費税等を含めず、期末残高は消費税等を含めて表示しております。

### 2. 関連会社等

属性	会社等の名称	資本金は 又出資金 (千円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	岩瀬プレ キャスト(株)	400,000	プレキャスト 製品の製造販 売	所有 直接 60.0%	役員 の兼 任 製 品 の 製 造 製 品 の 仕 入	売上	26,342	前受金 預り敷金	2,735 4,974
						業務受託	15,772	未収入金	18,250
						製品の仕 入	119,043	立替金	561
						資産譲渡	245,959	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 売上については、市場価格を勘案し契約により決定しております。
2. 業務受託については、業務内容を勘案し契約により決定しております。
3. 製品の仕入については、市場価格及、総原価を勘案して両社協議の上、決定しております。
4. 資産譲渡については、当社の譲渡前簿価に基づき、両社協議の上、決定しております。
5. 上記の金額のうち取引金額は消費税等を含めず、期末残高は消費税等を含めて表示しております。

### 3. 兄弟会社等

属性	会社等の名称	資本金は 又出資金 (千円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
					役員 兼任等	事業 上の 関係				
主要株主(会社等)が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	三菱商事 建材(株)	500,000	建材商社	なし	なし	当社製品 の販売及 び原材料 の購入	製品の販売	1,660,151	売掛金	738,712
							手数料の支払	5,454		
							原材料の購入	252,867	買掛金	24,530

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 製品の販売及び手数料の支払については、市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、その都度交渉の上、決定しております。
2. 原材料の購入については、三菱商事建材(株)以外からも見積りを入手し、每期価格交渉の上、市場の実勢価格をみて決定しております。
3. 上記の金額のうち取引金額は消費税等を含めず、期末残高は消費税等を含めて表示しております。

### 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針に係る事項に関する注記「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 1株当たり情報に関する注記

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 869円99銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 16円53銭  |

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

株式会社スパンクリートコーポレーション  
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 長 島 拓 也

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 會 澤 正 志

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社スパンクリートコーポレーションの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スパンクリートコーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

株式会社スパンクリートコーポレーション  
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長	島	拓	也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	會	澤	正	志

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社スパンクリートコーポレーションの2021年4月1日から2022年3月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月23日

株式会社 スパンクリートコーポレーション  
監査役会

常勤監査役 一瀬 茂雄 ⑩

監査役 鈴木 誠 ⑩

監査役 野澤 弘史 ⑩

(注) 常勤監査役 一瀬茂雄、監査役 鈴木 誠及び監査役 野澤弘史は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 定款の一部変更の件

##### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更部分を示しております。）

現行定款	変更案
<u>第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 当会社は株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主にたいして提供したものとみなすことができる。	（削 除）



## 第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（5名）は、本株主総会終結の時をもって、任期満了となります。つきましては、取締役会のスリム化等により、機動的な経営体制を確保するため、取締役4名の選任をお願いいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)
1	<p style="text-align: center;">むらやまのりこ 村山典子 (1965年12月1日生)</p> <p>所有する当社の株式数 625,200株</p>	<p>1995年5月 当社入社 2004年10月 当社業務部長兼企画室長 2007年6月 当社取締役就任 業務部長兼企画室長 2008年6月 当社常務取締役就任 2010年7月 当社営業副本部長及び内部監査室管掌 2011年6月 当社常務取締役 営業副本部長兼企画室長品質保証室管掌 2012年6月 当社企画管掌 企画室長 2013年6月 当社代表取締役専務就任 営業副本部長 総務・企画・技術・品質保証室管掌 2014年6月 当社取締役就任 2016年6月 当社取締役退任 顧問就任 2019年6月 当社取締役常務執行役員 業務改善室長就任 2020年6月 当社取締役専務執行役員 企画・業務改善室長就任 2021年6月 当社代表取締役社長就任（現任） （現在に至る）</p> <p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 村山典子氏は、2019年6月に取締役就任後、コンプライアンスの強化とリスク管理体制の整備に尽力し、2021年6月に社長就任後は、創業家出身者として会社経営に手腕を発揮して、会社の収益体質の強化に努め当社経営に貢献していることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)
2	やなぎ だ ひろ あき 柳 田 洋 明 (1951年6月2日生) 所有する当社の株式数 8,443株	1974年4月 旭化成工業(株)入社 建材SMD開発部 1977年4月 同社境工場製造課 兼 新工場建設プロ 1985年4月 同社松戸工場 製造課長 1989年4月 同社穂積工場 当社製造課長 兼 新工場建設プロ 1995年4月 同社境工場 当社製造課長 兼 リニューアルプロ 2000年4月 同社松戸工場長 2004年4月 同社境工場長 兼 松戸工場長 2006年4月 旭化成建材(株)執行役員 (生産技術担当) 2012年4月 旭化成建材(株)退社 旭化成建材(株)ALC海外担当 2016年4月 旭化成建材(株)退社 コンサルタント会社設立 2019年6月 当社取締役執行役員 生産本部長兼宇都宮工場長就任 ( ) 2021年6月 当社常務取締役技術本部長兼生産本部長 (宇都宮工場長) 兼新製品開発部長就任 (現任) (現在に至る)  <b>【取締役候補者とした理由】</b> 柳田洋明氏は、製造現場で培われた豊かな経験を活かして宇都宮工場長として製造工場の運営に手腕を発揮し貢献しており、今後も益々の貢献が期待できる人材であることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)
3	つばい てるあき 坪井 哲明 (1974年10月23日生) 所有する当社の株式数 2,110株	<p>2002年6月 富士平工業㈱入社  2003年12月 同社経営企画室長就任  2005年2月 同社代表取締役専務就任  2008年2月 同社代表取締役就任(現任)  2013年6月 日本スパンクリート機械㈱ 代表取締役就任(現任)  2014年6月 当社社外取締役就任(現任)  (現在に至る)  (重要な兼職の状況)  日本スパンクリート機械㈱ 代表取締役  富士平工業㈱代表取締役</p> <p><b>【社外取締役候補者とした理由】</b>  坪井哲明氏は、日本スパンクリート機械㈱の代表取締役及び富士平工業㈱の代表取締役であります。日本スパンクリート機械㈱は当社第2位の大株主であり、同氏の経営者としての経験と、これまでに培われた知識・経験等を活かし、取締役の職務執行に対する監督・助言等いただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。  また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。</p>

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)
4	かまのひろゆき 蒲野宏之 (1945年7月21日生) 所有する当社の株式数 一株	1971年4月 外務省入省 1978年4月 外務省アメリカ局北米一課長補佐 1979年4月 最高裁判所司法研修所司法修習生 1981年4月 弁護士登録 1981年9月 米国アーノルド・ポーター法律事務所弁護士 1988年10月 蒲野綜合法律事務所代表弁護士(現任) 1998年12月 株式会社かずさクリーンシステム社外監査役(現任) 2007年6月 株式会社小松製作所社外監査役 2007年7月 住友生命保険相互会社社外取締役 2009年4月 東京弁護士会副会長 2011年6月 日本碍子株式会社社外取締役(現任) 2013年4月 日本弁護士連合会常務理事 2015年6月 ハウス食品グループ本社株式会社社外監査役 2017年10月 国際法曹協会(IBA)理事(現任) 2020年6月 当社社外取締役就任(現任) 2021年6月 ハウス食品グループ本社株式会社社外取締役(監査等委員) (現任) (現在に至る) (重要な兼職の状況) 蒲野綜合法律事務所代表弁護士 株式会社かずさクリーンシステム社外監査役 日本碍子株式会社社外取締役 ハウス食品グループ本社株式会社社外取締役(監査等委員) 国際法曹協会(IBA)理事  <b>【社外取締役候補者とした理由】</b> 蒲野宏之氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として培われた豊富な経験と知識、また、多くの企業で取締役や監査役を務められた経験を活かし、取締役の職務執行に対する監督・助言等いただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

- (注) 1. 各候補者の所有する当社の株式数は、スパンクリート役員持株会及びスパンクリート社員持株会における本人持分を含めて記載しております。
2. 坪井哲明氏は日本スパンクリート機械株式会社の代表取締役であります。同社は、当社の大株主(持

株比率14.69%)であるとともに商標ライセンス契約及び部品に関する取引関係があります。その他の各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

3. 蒲野宏之氏が日本碍子株式会社の社外取締役として在任中の2018年1月、同社が「がいし」等の製品について、契約に基づく受渡検査を適切に実施していなかった事例の存在が、同社において確認されました。同氏は、当該事実が判明するまで当該事実を認識しておりませんでした。日頃から同社の取締役会等においてコンプライアンス強化の観点から発言を行っており、また、本件を受けて同社に設置された委員会の活動を通して、実態の調査、原因究明及び再発防止策の策定を求める提言を行っております。
4. 坪井哲明氏及び蒲野宏之氏は、社外取締役候補者であります。
5. 坪井哲明氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
6. 蒲野宏之氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって2年となります。
7. 当社は、坪井哲明氏及び蒲野宏之氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としており、坪井哲明氏及び蒲野宏之氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、東京海上日動火災保険株式会社との間で、取締役、監査役、部長、退任役員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。2022年5月に更新し、保険期間は1年間、保険期間中の総支払限度額は5億円であります。本議案において各氏が選任された場合には、各氏は引き続き被保険者となります。
  - ①補填の対象となる保険事故の概要
    - a. 被保険者である役員が行った行為に起因して当該役員が損害賠償責任を負担することによって被る損害及び会社補償によって会社が被る損害
    - b. 会社が発行する有価証券の売買等に起因して会社が損害賠償責任を負担することによって被る損害
    - c. その他各種費用等
  - ②保険料  
保険料は全額会社負担としております。
9. 蒲野宏之氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出ております。

### 第3号議案 会計監査人選任の件

会計監査人有限責任監査法人トーマツは、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき、東光監査法人を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、監査役会が東光監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、現任会計監査人の監査継続年数を考慮に入れたうえで、東光監査法人を起用することにより、新たな視点での監査が期待できることに加え、同監査法人の独立性、専門性、品質管理体制及び当社の業種・事業規模・業務内容に適した監査対応の可否並びに監査報酬の相当性等を総合的に勘案した結果、適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名 称	東光監査法人		
主たる事務所の所在地	東京都千代田区飯田橋3丁目7番4号彩風館6階		
沿革	1991年1月	東光監査法人設立	
概要	資本金	11,000千円	
	構成人員	代表社員	11名
		社員	36名（うち公認会計士35名）
		合計	47名
	監査クライアント数	52社	

以 上

# 株主総会会場ご案内図

東京都文京区本郷6丁目16番4号  
フォーレスト本郷 1階会議室  
電話 03(3813)4408



## 最寄駅

東京メトロ 南北線 東大前駅より徒歩5分

東京メトロ 丸ノ内線・都営 大江戸線 本郷三丁目駅より徒歩10分

都営 三田線 春日駅より徒歩8分

東京メトロ 千代田線 根津駅より徒歩13分